

公布された条例のあらまし

◇静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
令和 7 年度の組織改正に伴い、必要な改正を行いました。（第11条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
子育て部分休業の取得のパターンの多様化等を図るため、必要な改正を行いました。（第 9 条の 3、第 15 条の 3、第16条の 2～第16条の 4 関係）
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除いて、令和 7 年10月 1 日から施行することとしました。

◇静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、必要な改正を行いました。（第 1 条、第24条～第25条の 5、第27条関係）
- 2 施行期日
この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行することとしました。

◇静岡県警察の警察官及び交通巡視員の被服支給等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
警察法施行令の改正に伴い、警察官等に対し任命後初めて支給する支給品の品目から夏服スカートを削除しました。（第 2 条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第 2 条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

利用者の利便性の向上を図るため、静岡県健康福祉交流プラザにおける利用料金の還付の条件を改めました。（第17条関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年9月1日から施行することとしました。

◇静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県医療健康産業研究開発センターにおける会議室の利用料金の上限額を改めました。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設における利用料金の上限額を改めました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、清水港における待合所の附帯施設である展示場等の利用料金の上限額を改めました。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県清水港湾交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県清水港湾交流センターにおける多目的ホール等の利用料金の上限額を改めました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県都市公園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県草薙総合運動場における野球場等の利用料金の上限額を改めました。（別表第4関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国の高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱の制定の趣旨を踏まえ、高等学校等就学支援金が支給されていない生徒の教育に係る経済的負担を軽減することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第5条、附則第1項～附則第4項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

公職選挙法施行令等の改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成における公費負担の限度額を引き上げるほか、必要な改正を行いました。（第1条、第9条、第13条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

県と市町で協議が調った事務を令和7年8月1日から移譲することとしたことに伴い、新たに市町が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年8月1日から施行することとしました。

◇静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

軽微な条例等に違反した行為に対する行政処分として指示制度を設けることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第15条の2、第16条関係）

2 施行期日

この条例は、令和7年9月1日から施行することとしました。